# 生活保護の適正化に向けて

平成27年11月 大阪市

# はじめに

- 生活保護制度は昭和25年の制度発足以来、時代に応じた抜本的改革がなされない中、平成20年秋の リーマンショック以降に失業が生活保護に直結する等、被保護世帯が急増していました。
- 本市では平成21年9月以降、生活保護行政について市全体で検討・検証を行い、国に対して制度改革要望を行うとともに、この間、取り組み可能な適正化策を講じてきました。
- また平成24年7月には、このままでは最後のセーフティネットとして持続できないという危機感から、制度を一から作り変えたいとの思いで抜本的な改革案を国に対して提案しました。

## 大阪市の取り組みの柱

## 適正化に向けた取り組み

- 区における不正受給調査専任チームや適正化推進チームを中心とした不正受給対策
- 生活保護費の約半分を占める**医療扶助の適正化対策**
- 働ける方には働いていただく就労自立支援

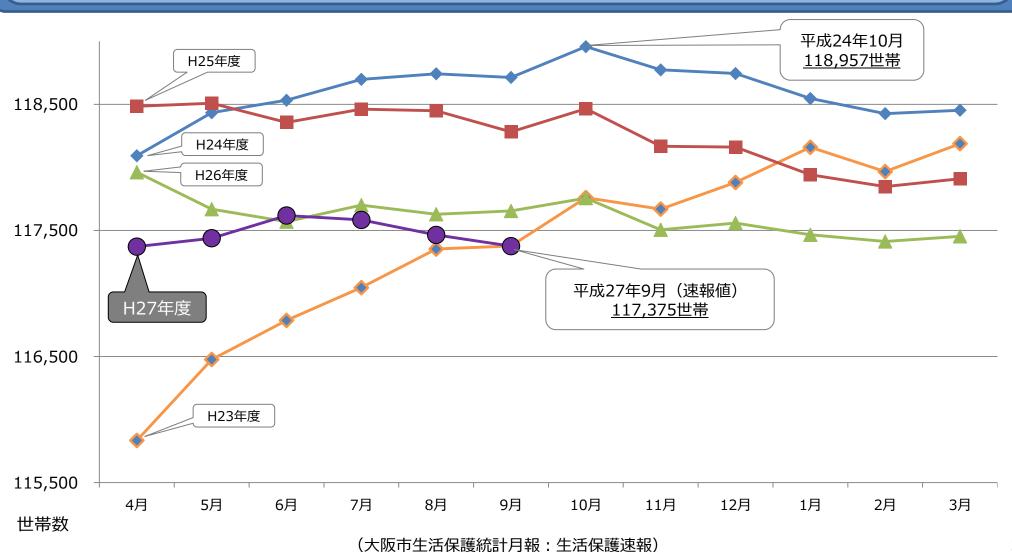
## 国への要望

- これまで、あらゆる機会を通じて国に対して制度改革提案・要望を行ってきました。
- 引き続き、適正化の取り組みの中で明らかになる新たな課題について、**具体事例を蓄積し、制度改革提**案・要望を行っていく。

# 大阪市の状況①

## 被保護世帯の動向

- ▶ 被保護世帯数は、H23年末頃からそれまでの増加傾向に歯止めがかかり、H24年度はほぼ横ばいで推移
- ▶ H25年6月以降、対前年同月比で24ヶ月連続でマイナスとなっていたが、H27年6月に前年同月比でプラスとなる。7月以降はマイナス。



# 大阪市の状況②

#### 生活保護費の動向

- ▶ 平成27年度予算額: 2,893億円 (前年度に比べ51億円の減となり、3年連続で対前年度予算比較で減となった)
- ▶ 平成26年度決算見込み額: 2,916億円(前年度に比べ3億円の減の見込みで、3年連続で対前年度決算額比較で減の見込み)



## 不正受給対策

## 区における「不正受給調査専任チーム」

- ▶ 平成24年度に全区に配置
- ▶ 体制:担当係長 + 警察官OB + 嘱託職員
- 日常のケースワーク業務では調査が困難である被保護者の詳細な生活実態 把握等について重点的調査を実施するため、平成24年度より全区に不正 受給調査専任チームを配置し、不正受給事案への対応を行っています。 (浪速区と西成区については、平成23年11月に先行配置)

#### 【主な調査内容】

- □就労や年金などによる収入の未申告 (過少申告)
- □世帯員など居住実態の虚偽申告 (いわゆる偽装離婚や非居住)
- □預貯金や車の保有などの資産の未申告 など

	調査件数	保護停止·廃止、 申請却下	法78条徴 収決定件数 (※)
H24年度	1,325(逮捕件数14)	344	253
H25年度	1,695(逮捕件数13)	414	262
H26年度	1,593(逮捕件数10)	330	157

- (※) 生活保護法第78条(不正受給)による徴収金決定件数
- この間の、不正受給調査専任チームの取組みにより、不正受給への対応に一定の効果が現れているが、収入や資産を巧妙に隠す悪質な事案は依然として多く、調査能力の強化や不正を未然に防ぐ必要があります。

_							
$\overline{}$	不正受給事案調査件数(平成27年8月末)						
区		名	H27年度新規調 查件数	H 2 6年度 以前継続 調査件数	合計	申請却下 保護停止 廃止件数	78条 決定件数
北		区	20	15	35		5
都	島	区	6	4	10		
福	島	区	3	24	27		
此	花	区	7	15	22	5	
中	央	区	11	5	16	3	2
西		区	10	13	23		
港		区	15	5	20	2	
大	正	区	11	45	56	6	
天	王 寺	区	10	10	20	2	
浪	速	区	35	70	105	19	10
西	淀川	区	14	31	45	3	1
淀	Ш	区	25	20	45		6
東	淀川	区	11	33	44	5	1
東	成	区	24	1	25	4	3
生	野	区	8	4	12	2	
旭		区	10	13	23	5	3
城	東	区	18	9	27	3	1
鶴	見	区	14	6	20	2	
阿	倍 野	区	8	7	15	1	
住	之 江	区	9	15	24	1	
住	吉	区	19	1	20	2	
東	住 吉	区	10	8	18	7	4
平	野	区	8	44	52	9	2
西	成	区	40	193	233	9	7
合		計	346	591	937	90	45

## 医療扶助適正化

### 指定医療機関に対する個別指導

● 電子レセプトデータの分析結果を活用して、訪問診療が多い、レセプト1件あたりの平均請求点数が高い等、特徴的な傾向のある医療機関を抽出して個別指導を実施しているほか、不適正な診療や診療報酬の請求が疑われると、市民や実施機関等から情報提供のあった医療機関に対する個別指導を実施しています。

	個別指導 実施件数	当年度返還決定額 (前年度実施分含む)
H24年度	41件	94,324千円
H25年度	32件	73,485千円
H26年度	30件	107,591千円
H27年度 (9月末現在)	20件	12,202千円

● 個別指導において不正、不当な診療、診療報酬請求の疑いがあった場合、さらに生活保護法に基づく検査を経て行政上の措置を行っています。

【行政上の措置】(平成21年11月~平成27年10月末現在)

指定取消:医科1件、**歯科1件(H27.10)** 戒 告:医科2件、歯科6件、薬局1件

注 意:医科1件

## 就労自立支援

#### 総合就職サポート事業

- ▶ 民間事業者のノウハウを最大限活用し、職場定着まで一貫して支援を実施
- 生活保護を受給している期間が長くなるほど、就労自立が難しくなる 傾向にあります。
- そのため、この事業では、生活保護申請時を含む早期の段階から、「相談・助言」に始まり、「カウンセリング」、「ハローワークへの同行」、「就職あっせん」など、受給者に寄り添った支援を行っています。
- 事業者への事業提案指示に支援困難者への対策を盛り込むことで 就職率の確保や向上を図っていきます。

年度	支援者数(人)	就職者数(人)	就職者数のうち 保護廃止 (世帯)
H24年度	7,145	4,535	239
H25年度	6,513	4,403	229
H26年度	5,887	4,019	253
H27年度(8末)	2,783	1,533	40

## 生活保護受給者等就労自立促進事業

#### ハローワークの常設窓口

平成26年2月開始:港区、西淀川区、東淀川区、住吉区

平成26年3月開始:浪速区、旭区、城東区、東住吉区、西成区

## 新たな取り組み①

#### 「留置施設等収容情報通知制度」

- ▶ 平成26年7月より試行実施
- ▶ 本来支給する必要のない生活保護費を止める等、 保護の適正実施に繋ぐ

#### 1 概 要

- 生活保護受給者が逮捕・勾留され留置施設等に収容された場合、現行では各区保健福祉センターがその事実を 把握する術が無いため、翌月の生活保護費を支給する 場合があった。
- ●本市が大阪府警察と本制度の協定を締結し、生活保護 受給者が留置施設等に収容された情報提供を受けることで、本来支給する必要のない保護費を止めることができるなど、保護の適正実施に繋がる。

#### 2 実施方法

- ① 大阪府警察において逮捕後に勾留決定した被留置者のうち、生活保護受給中であると認められる者の収容情報を本市福祉局生活福祉部保護課に通知。
- ② 提供された情報に基づいて福祉局生活福祉部保護課が当該区保健福祉センターに連絡。
- ③ 連絡を受けた区保健福祉センターは事実確認を行い 必要な保護の変更を行う。

## 新たな取り組み②

プリペイドカードによる生活保護費の支給にかかるモデル実施

▶ 生活保護費の支給方法について、家計管理や金銭管理が必要な方への支援ツールの一つとして、プリペイドカードによる生活保護費の支給をモデル的に実施しています。

#### 1 概 要

- 利用申し出のあった被保護者に、Visaプリペイドカードを貸与して生活保護費のうち生活扶助費の一部(モデル実施においては一律に月額30,000円)をチャージ(入金)する。
  - ※<u>生活扶助費:生活保護費のうち衣食その他日常生</u>活の需要をみたすために支給される扶助の一つ。
- 利用者はVisaカードブランドの加盟店でチャージ(入金) 額までの買い物などで利用できる。
- 2 事業によるメリット
- 利用者が利用明細を活用することで家計管理を行うことができる。
- 実施機関(区保健福祉センター)においては、必要に応じて金銭管理支援を行うことができる。
- 紛失や盗難時に、自らがカードの利用停止と再発行の手続きをすれば引き続き残高が利用可能となる。
- 3 実施日 平成27年2月:募集開始 平成27年5月:運用開始

## 国への制度改革提案・要望

### 生活保護法の一部を改正する法律

- ▶ 平成25年12月に成立(平成26年7月施行)
- ▶ 生活保護制度発足以降、初の大幅な見直し
- ●今回の法改正にあたっては、これまで本市が提案・要望してきた事項が 数多く盛り込まれました。

【生活保護法改案(主な改正内容)】

- ① 就労による自立の促進
- ② 健康・生活面等に着目した支援
- ③ 不正・不適正受給対策の強化等
- ④ 医療扶助の適正化

#### 盛り込まれた本市の提案・要望事項(主なもの)

- □ 福祉事務所の調査権限の強化
  - →官公署に対しては回答義務が付された
- □返還金と保護費の相殺
- 医療扶助の適正化
  - →指定要件の具体化や6年ごとの更新 など

#### なお残る課題(主なもの)

- □ 不正受給に対する実質的な罰則の強化
- □ 医療費の一部自己負担の導入
- □ 生活保護費の扶助のあり方(ワンバスケット方式) など

## 生活保護適正化連絡会議

- ▶ 副市長をトップとして代表区をはじめ、関係部局で構成する全 庁的な組織
- ●平成21年9月、市全体の共通の課題認識に立ち、生活保護に関する 諸課題に取り組んでいくため、市長をトップとする全庁横断体制「生活保 護行政特別調査プロジェクトチーム」(以下、「PT」という。)を設置し、 平成23年度末までに23回の委員会を開催しました。
- ●PTにおける取り組みを通じて、現行制度で実行可能な適正化策(不正対策や就労支援)に着実に取り組むとともに、国への制度の抜本的改革要望を行ってきました。
- ●平成24年4月に新たに副市長をトップとした「生活保護適正化連絡会議」を設置し、生活保護の適正な執行を確保していくため、より効果的・効率的な手法や体制及び国への制度改革要望について市全体で検討を進めています。
- ●平成25年度からは、平成27年4月に施行の「生活困窮者自立支援制度」についても検討を行っています。

【平成27年度:適正化連絡会議メンバー】

委員長:副市長

委 員:区長会代表区長(浪速区)

代表区保健福祉センター所長(東淀川区、生野区、西成区)

人事室長、財政局長、健康局長、福祉局長

検討・検証を実施

あらゆる機会を通じて国に制度改革提案・要望を行う